

ID: 113

担当部署: 保健課

処分の概要	医療費の助成
例規名 根拠条項	八頭町障害者等医療費助成条例 第3条第1項
例規番号	平成17年条例第109号

【根拠条文】

(助成)

第3条 町長は、受給資格者が療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法の規定により被保険者が負担することとなる費用(社会保険各法に規定する附加給付金その他の規則で定める給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除した額、八頭町特別医療費助成条例(平成17年八頭町条例第98号)第2条及び第3条の規定により特別医療費を受ける者については当該助成金の額に相当する額を控除した額)のうち、規則で定める額(以下「医療費」という。)を助成する。

2 前項の規定による助成の対象となる額は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第23項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。)を除く。)にあっては、医療費の全額。

ア その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該医療を受ける日の属する年(当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項、次項及び第7項において同じ。)が課せられていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。第7項において同じ。)である者(次項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

イ 境界層該当者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者であつて、社会保険各法その他の法令の規定による医療給付に係る自己負担、食事の提供若しくは居住等に要する費用の自己負担、福祉サービスその他のサービスに係る利用者負担又は介護保険の保険料についての軽減措置を適用したならば保護を必要としない状態となる者のうち、当該者に該当する旨の証明書(社会保険各法の規定による場合にあつては、当該者に該当することが記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書)を福祉事務所長より交付されたものをいう。)

(2) 次のいずれかに該当する者にあつては、医療費から一部負担金の額に相当する額を控除した額。

ア 市町村民税世帯非課税者

イ 市町村民税世帯課税者であつて、前年の所得(当該医療費を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年の所得)の額(規定で定める者にあつては、当該所得の額から規則で定める額を控除した額)が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じ、別表2に掲げる基準額に満たない者

ウ 市町村民税世帯課税者であつて別表2に掲げる基準額を超える者

エ 自立支援医療未申請者

オ 65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の認定を受けるた

めの手続きを行っていない者または当該手続きを行った後にこれを撤回した者

- 3 前項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第1項第1号から第5号までに掲げる給付を受けた場合にあつては健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関(以下「保険医療機関」という。)ごとに、それぞれ1月につき当該額が次の表の対象者の区分に応じ同表の月額負担上限額の欄に定める額を超える場合にあつては、当該月額負担上限額とする。

対 象 者	月額負担上限額	
	入院の場合	入院以外の場合
ア 市町村民税非課税者	5,000 円	1,000 円
イ ア以外の者	10,000 円	2,000 円

- 4 歯科診療及び歯科診療以外の診療をあわせて行う保険医療機関は、前項(健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの給付に係る部分に限る。)の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関とみなす。

- 5 別表1に掲げる者のうち、次に掲げる者は助成の対象としない。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項第1号若しくは第2号又は第2項の規定により厚生労働大臣が交付した戦傷病者手帳の交付を受けた者。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日